

西宇和農業協同組合 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

2. 内容

目標1 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

（令和8年4月～）

- ①育児休業や短時間勤務を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- ②出産や子育て等による退職者についての再雇用制度の実施

目標2 男性の平均育児休業取得率を10%以上とする

（令和8年4月～）

- ①短期でも「まず1回取る」を標準に最低限の育休を全員に広げる

目標3 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

（令和8年4月～）

- ①有給休暇の計画的取得を定着させる
- ②有給休暇取得数が一定未満の部署へ定期的に連絡する

目標4 繁忙期での労働者の各月ごとの時間外労働時間を80時間以内とする

（令和8年4月～）

- ①月の時間外労働60～80時間に近づいてきたら上司に伝える
- ②繁忙期における人員の見直しや事務の効率化